

事業事前評価表

国際協力機構南アジア部南アジア第四課

1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国（バングラデシュ）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画
The Project for Human Resource Development Scholarship
- (4) G/A 締結日：2024 年 6 月 26 日

2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け
バングラデシュ（以下、「当国」という）においては、各開発課題の複雑さに比して、これらを所掌する政府機関・関係省庁の職員の能力ないし行政機構及び法整備上の体制が、総じて不十分であるという現状がある。行政機構上の制度構築及び個々の行政官の能力向上が課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）の実施を通じ、政策立案・遂行の中核を担うことになる行政官等の育成が期待されている。

・行政機能の改善：同分野の開発課題として「中央政府及び地方政府の行政能力の向上」、「司法制度及び政策に係る行政能力の向上」、「都市／地域計画及び政策に係る行政能力の向上」、「経済計画／政策及び公共財政管理／公共投資管理に係る行政能力の向上」が含まれる。

1) 中央政府及び地方政府の行政能力の向上

当国政府は第 8 次五カ年計画（2020/21-2024/25）において、2041 年までに先進国入りするという長期目標を達成するためには、引き続きガバナンスの改善が必要不可欠であるとし、行政能力の向上を重要施策の一つに位置づけている。特に、全国民に質の高い公共サービスを提供できるよう、より民主的で健全なガバナンスを実現するためには、官僚機構の更なる効率化とそれを下支えする中央・地方政府の公務員の能力強化が必須としており、本事業により、同分野の課題解決の中核を担う行政官育成に寄与することが期待されている。

2) 司法制度及び政策に係る行政能力の向上

当国政府は、第 8 次五カ年計画において、司法制度の確立と、制度の適切な運用及び人材育成を重要な課題と位置づけており、本事業により、同分野の課題解決の中核を担う行政官育成に寄与することが期待されている。

3) 都市／地域開発計画及び政策に係る行政能力の向上

当国では、堅調な経済成長の下、急速な都市化が進んでおり、第 8 次五カ

年計画では、都市機能の強化に向けた戦略として、増大するインフラ整備ニーズへの対応や、中央政府から地方自治体への予算と権限の移譲等を挙げている。しかし、急速な都市化に、行政サービス、都市計画に沿ったインフラの整備が追い付いておらず、都市環境は悪化している。また、都市部にリソースが集中する傾向が見られる中、農村部では相対的に貧困率が高く、調和の取れた持続的発展のための施策が急務となっており、本事業により、同分野の課題解決の中核を担う行政官育成に寄与することが期待されている。

4) 経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る行政能力の向上

当国政府は、第 8 次五カ年計画において、公共財政の持続的管理と適切な金融政策を重要な改革の一つと位置づけている。また、当国政府は 2000 年から、健全性規則の向上、中央銀行の監視能力の強化、民間銀行の参入拡大による競争性の向上を目指す銀行セクター改革プログラムを実施しており、本事業は同分野の課題解決の中核を担う行政官育成に寄与することが期待されている。

(2) 中核人材育成分野に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け

本事業で対象とする分野「中央政府及び地方政府の行政能力の向上」、「司法制度及び政策に係る行政能力の向上」、「都市／地域計画及び政策に係る行政能力の向上」、「経済計画／政策及び公共財政管理／公共投資管理に係る行政能力の向上」は対バングラデシュ人民共和国国別開発協力量針（2018 年 2 月）では、「中所得国化に向けた、持続可能かつ公平な経済成長の加速化と貧困からの脱却」への取組を支援の基本方針とし、「行政能力向上」を重点分野として定め対バングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023 年 3 月）においても、「中所得国化に向けた全国民が受益可能な経済成長の加速化」及び「社会脆弱性の克服」を重点課題として掲げ、ガバナンスの改善のために政府機能の強化、行政サービス向上を図る必要があると分析している。また、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン」（2023 年 3 月）では取組みの柱として、「平和の原則と繁栄のルール」、「多層的な連結性」を掲げており、「法の支配」の実現に向けた支援及び「知」の連結性強化に取り組むことが示されていることから、本事業は、同プランに合致する。

さらに、本事業を通じて SDGs（持続可能な開発目標）のゴール 4「質の高い教育をみんなに」、ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」及びゴール 16「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進、万人の司法へのアクセスの提供、効果的で説明責任を有し包摂的な機構の構築」等に貢献すると考えられることから、本事業の実施を支援する必要性は高い。

(3) 他の援助機関の対応

類似事業を実施する主な援助機関として、オーストラリア、英国等の欧米諸国や韓国、中国のアジア各国による奨学金事業がある。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

当国の政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

② 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、各期に最大 33 名（修士課程 30 名、博士課程 3 名）の留学生が、本邦大学院において、当国の優先開発課題に係る知識の習得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく、4 期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第 4 年次事業として実施するものである。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等 33 名/期。（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う。）。

(2) 総事業費

総事業費 495 百万円（概算協力額（日本側）：495 百万円）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2024 年 7 月～2029 年 3 月を予定（計 57 ヶ月）

(4) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、当国において運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、当国政府関係者及び日本側関係者で構成し、事業実施方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

運営委員会の構成：当国政府 財務省、人事省、計画省、教育省、在バン格拉デシュ日本国大使館、JICA バン格拉デシュ事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

留学生は、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーとなる人材を日本に招き、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の援助実施国（ドナー）としての知見の両面を学ぶ機会を提供する、JICA 開発大学院連携プログラムの積極的な受講を奨励されている。

2) 他援助機関等の援助活動

特になし。

(6) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項：該当なし。

(8) ジェンダー分類

【ジェンダー案件】「GI (S) ジェンダー活動統合案件」

<活動内容／分類理由> 留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

指標名		基準値 (2024年実績値)	目標値(2030年) (事業完了1年後)
留学する学生数(名)	修士	0	30
	博士	0	3
留学生の学位取得率 (%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4 期分の計画全体における目標値とする。また、下記 5. に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(2) 定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入による、二国間関係の強化及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のための学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件

- ① 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ② 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ③ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

人材育成奨学計画において、より二国間関係ひいては外交に資する事業として JDS の戦略性を高めていくことにしたため、対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が高く、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、当国の開発課題・開発政策並びに我が国の重要政策及び JICA の協力方針・分析に合致し、中核人材の育成を通じて、行政能力の向上に資するものであり、SDGs のゴール 4「質の高い教育をみんなに」、ゴール 11「住み続けられるまちづくりを」、及びゴール 16「平和と公正をすべての人に」等に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1)に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4年に一度調査を行い、取りまとめる。

以 上